不利益処分の処分基準

処	分の内容	支給の制限
根抄	処法令及び条項	児童手当法第10条
所	管 部 課 係 名	こども未来部こども給付課給付係
処	関係条項	
		市区町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無等に関する書類を提出すべきことを命じ、または当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。
分	基準	しかし、受給資格者が、正当な理由がなくて、命令に従 わず、または当該職員の質問に応じなかったときは、その 額の全部又は一部を支給しないことができる。
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)